

#### IV その他の支援

##### 1 税金・社会保険料・その他公共料金に関する支援

###### ア 市が窓口又は実施主体となる支援

##### (5) 中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の軽減措置

<p>支援内容</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響で事業収入が大幅に減少している中小企業・小規模事業者に対して、令和3年度課税の1年分に限り、償却資産及び事業用家屋に係る固定資産税及び都市計画税の負担を2分の1又はゼロとします。</p> <p>軽減対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の用に供している償却資産及び事業用家屋に対する固定資産税（課税標準額の1.4%）</li> <li>・事業用家屋に対する都市計画税（課税標準額の0.3%）</li> </ul> <p>軽減率</p> <p>令和2年2月～10月までの任意の連続する3カ月の期間の事業収入が</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①対前年同期より30%から50%未満の減少の場合：1/2</li> <li>②対前年同期より50%以上減少の場合：全額</li> </ul>
<p>対象者</p>	<p>中小企業者・小規模事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人</li> <li>・資本又は出資を有しない法人又は個人は従業員1,000人以下の場合</li> </ul> <p>※ただし、大企業の子会社等は対象外となります</p>
<p>申請手続に必要なもの</p>	<p>認定経営革新等支援機関等の確認を受けた申告書（原本）に加えて、同機関に提出した書類と同じものを提出してください（コピー可）。</p> <p>提出が必要な書類</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①特例申告書（認定経営革新等支援機関等の確認印が押されたもの）</li> <li>②認定経営革新等支援機関等に提出した書類の写し</li> <li>③収入減を証する書類</li> <li>④特例対象資産一覧表</li> </ul>
<p>受付場所及び受付時間</p>	<p>受付場所：津山市税務部課税課資産税家屋係 津山市山北520（津山市役所本庁舎2階）</p> <p>申告期間：令和3年1月4日（月）から2月1日（月）（必着）</p> <p>受付時間：午前8時30分～午後5時15分（土・日・祝日を除く。）</p>
<p>問い合わせ先</p>	<p>津山市税務部課税課資産税家屋係 （電話）0868-32-2016</p>
<p>備考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特例申告書は、津山市のホームページからダウンロードしてください。</li> <li>・申告方法やQ&amp;A、認定経営革新等支援機関等の一覧など、詳しくは中小企業庁ホームページでご確認ください。</li> </ul>